

予算がなくなり次第、終了します。(申請から交付まで2か月程度)



東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町、越生町、小川町、川島町、吉見町、鶴山町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、旭市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、銚子市、栄町、多古町
	芝山町、横之光町、白子町、長柄町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村、三浦市、箱根町、湯河原町

◆チェック項目

- (1)上記A・Bの期間を記入し、
C・Dのうち該当する方を選択してください。

記入	A	B	選択	C・D
	年 月	年 月		

- (2)申請日が、市への転入後1年以内であるか。

--	--

- (3)申請日から継続して5年以上市内に居住する意思があるか。

7

- (4)日本国籍を有する者又は外国人であつて永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有するか。

11

※下図

五島市に転入する前の10年の経過記録をご記入ください。

[illegible]

《共通書類: 必須書類》

- ・移住支援金交付申請書・請求書
- ・免許証、その他顔写真付きの身分証明書の写し
- ・戸籍の附票(在住期間のわかる書類)(2人以上の世帯については世帯全員のもの)
- ・五島市の住民票(2人以上の世帯については世帯全員の続柄が分かるもの)
- ・申請者本人の通帳(振込先口座)の写し
- ・暴力団等排除に関する誓約書(要押印。2人以上の世帯については裏面に世帯全員分記入。)
- ・個人情報取得に関する同意書
- ・アンケート(ご協力お願いします。)

《移住等に関する要件》

A(東京23区内に居住していた者)に該当する方
・戸籍の附票(在住期間のわかる書類で2人以上の世帯については世帯全員のもの)
B(東京圏から東京23区内に通勤)に該当する方
①会社員
・勤務していた企業の雇用期間がわかる書類 →就業証明書や離職票、源泉徴収票など
②法人の経営者又は個人事業主
・開業届出済証明書その他勤務地を確認できる書類 ・個人事業等の納税証明書その他の在勤期間を確認できる書類
③東京圏から東京23区内の大学に通学していた学生
・卒業証明書その他の在学期間及び卒業校を確認できる書類 ・勤務していた企業等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

《選択要件に関する書類》

○就職に関する要件(Nナビキャリア関連)
・就業証明書(様式第3号)
○テレワークに関する要件
・就業証明書(様式第4号)
○市又は市民と関わりを有する者に関する要件
※単身世帯は35歳未満。2人以上の世帯の場合は高校生以下の子を扶養、妊娠中の世帯、夫婦の双方が40歳未満。 ※R7年度より市内の農林水産業又は三親等以内の親族が代表者、取締役等勤める企業に就業することあるいは居住する地域の町内会に加入すること
・就業証明書(様式第5号)又は誓約書(様式第6号)
・Uターン→戸籍の謄本等(出生が五島市であることがわかる書類) 五島市内の学校に通っていたことがわかる書類 五島市内で就労していたことが分かる書類
・申請日の属する年度より前の年度において五島市心のふるさと市民に登録したことがわかる書類
・申請日の属する年度より前の年度において五島市にふるさと納税を行ったことがわかる書類
・五島市の実施する移住相談会に参加したことを確認できる書類(提出不用)
・就業証明書(様式第5号)
・誓約書(様式第6号)
○起業に関する要件(下記いずれも)
・1年以内に創業支援金の交付決定を受けた者 →交付決定通知書の写し
・市内において、個人事業の開業又は法人の設立を行っている者 →個人事業の開業届出済証明書、法人設立届出書の写し その他の創業の事実が確認できる書類

※注意事項

- ・就職に関する要件については、長崎県が運営しているNナビキャリアに掲載され、かつ移住支援金の対象であること。また、その際にその企業の求人募集をしているかどうか併せて確認する必要がある。
- ・起業に関する要件については、長崎県商工会連合会 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業(創業支援事業)補助金の交付決定を受けているもののことをいう。